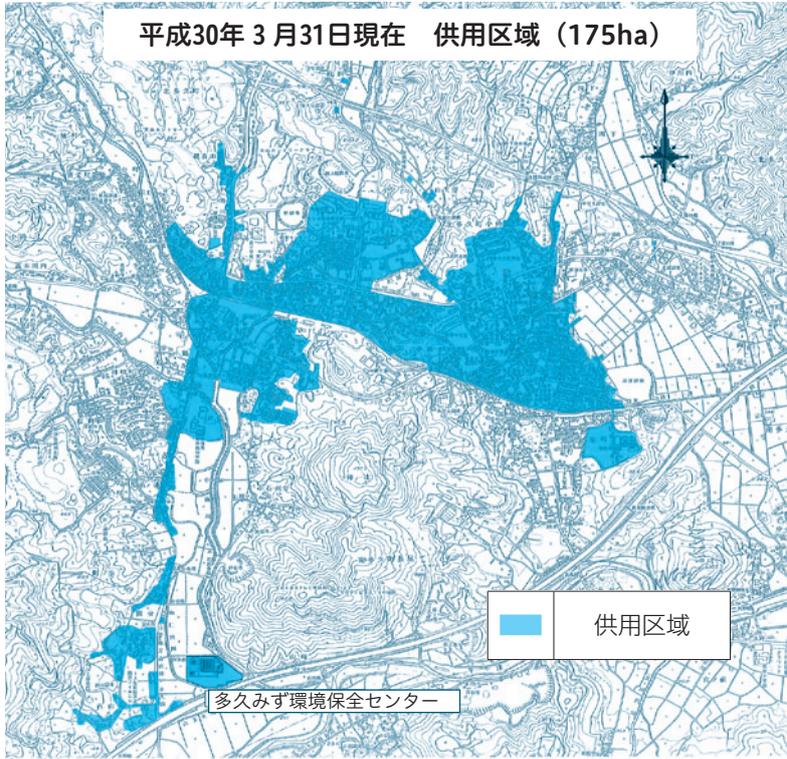


公共下水道整備区域の供用 (下水道の処理)を始めました

快適な生活環境を目指して、多久市では平成10年度から公共下水道事業の整備を進めています。

現在の供用区域は、平成29年度に下水道整備を行った供用開始区域を追加し、左の区域図で示している北多久町の砂原、筋原、高木川内、浦山、山犬原、自由ヶ丘、中山、中の原、多久原、中多久、前田の各一部区域、多久町の撰分、宮の浦、明治佐賀の各一部区域です。

供用開始区域では、公共下水道の使用ができますので、当該地区のみなさんは、速やかに公共下水道への接続をお願いします。



平成30年3月31日現在 供用区域 (175ha)

※下水道への接続工事は、多久市排水設備指定工事店以外の業者による施工はできません

問い合わせ 都市計画課 下水道係 ☎75-2179

有害鳥獣の駆除を実施しています!

市では、イノシシなどによる農作物の被害が発生しているため、猟友会に委託し、有害鳥獣の駆除を行っています。駆除期間と市内一斉駆除の日程は次のとおりです。伝書鳩など飼育されている人は、市内一斉駆除日には放さないでください。

■駆除対象鳥獣 イノシシ、カラス、ドバト、アナグマ、アライグマ

■駆除期間 4月1日(日)~10月31日(水)

■市内一斉駆除日

地区	日程	時間
納所地区のみ	5月20日、27日、 6月3日	6時~9時
全域	4月29日、7月29日 8月26日、9月30日 10月14日	6時~9時
	6月24日	5時30分~8時30分
	10月21日	6時30分~9時

※すべて日曜日に実施

■捕獲方法 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲

■駆除区域 市内一円
(官行造林、鳥獣保護区、禁猟区、公道を除く)

■注意点

万一の事故を防ぐため、山菜採りやハイキングなどで野山に入るときは、目立つ服装でラジオを鳴らすなどして、人がいることを周囲にわかるように心がけてください。

問い合わせ 農林課 振興係 ☎75-4825

軽自動車税の減免には申請が必要です

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が所有する軽自動車等のうち、次の一定の条件を満たす場合は、軽自動車税の減免が受けられます。

※身体障害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等を含む

◆軽自動車税減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの(本人運転)
- ②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする人が運転するもの(家族運転)
- ③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する人が運転するもの(常時介護者運転)

※②③は、通院(通所)の期間・回数が条件を満たす場合のみ対象となります。
※普通自動車や福祉課が交付している福祉タクシー利用券との重複、軽自動車2台以上の減免はできません。

昨年、本人運転で軽自動車税の減免を受けた人は、申請内容の変更がない場合、自動更新となりますので申請手続きは不要です。ただし、家族が所有している車両を本人が運転する場合、家族運転、常時介護者運転の場合は、毎年更新手続きが必要です。

減免の対象となる障害の程度(等級)は、障害の種類で異なりますので、必ずご確認ください。

くわしくは、班回覧の「軽自動車税減免についてのお知らせ」をご覧ください。

■申請の期限 5月30日(水)

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126